

名古屋市

人とペットの共生推進プラン

《 計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度 》

〈概要版〉



令和2(2020)年4月

名古屋市

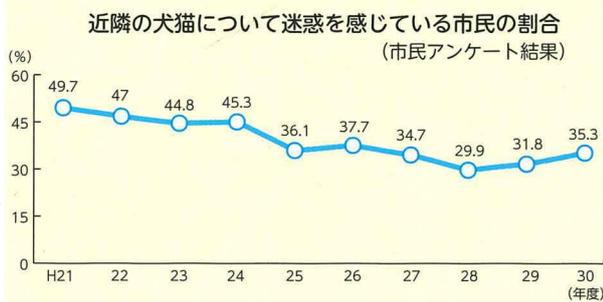
City of Nagoya

策定の趣旨・本市の現状

本市には、人とペットに関して主に以下のような現状があります。

- 犬猫に迷惑を感じている市民の割合が市民全体の3割を超えている
- のら猫が生み捨てた自力で生きていくことができない子猫の収容頭数が依然として多い
- 超高齢社会の進展を背景に、飼主の病気療養や施設への入所といった理由による引取り依頼が多い
- 多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加している

こうしたことに対応するため、本市は、犬猫の殺処分ゼロを目指し1頭でも多くの犬猫の命を救うとともに、犬猫による迷惑をこれまで以上に減らし、もって人とペットの共生するまちなごやを実現するため、「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定することとしました。



目的

人とペットの共生するまちなごや

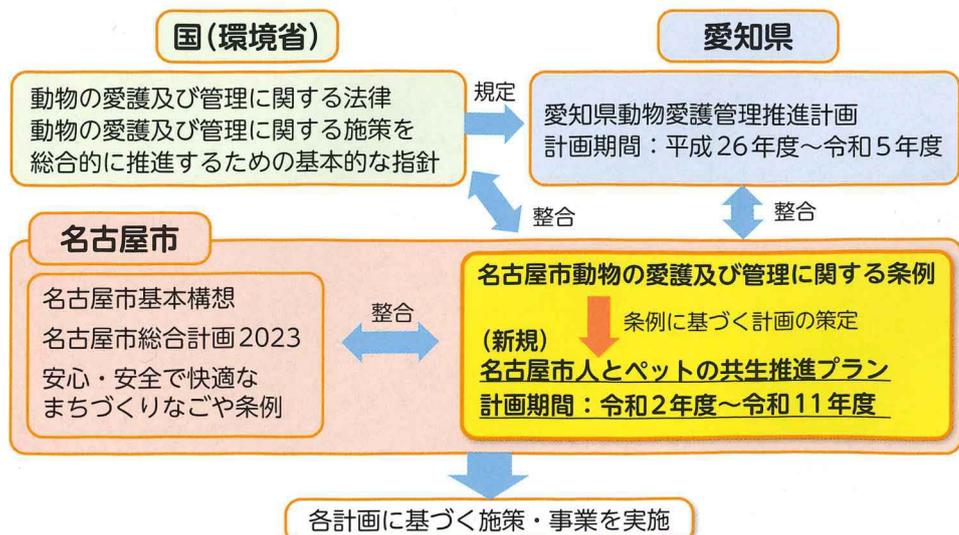
- 動物の命を尊重する気運が醸成されている
- 犬猫等のペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている

期間

令和2年4月から令和12年3月までの10年間
(5年後を目途に見直し)

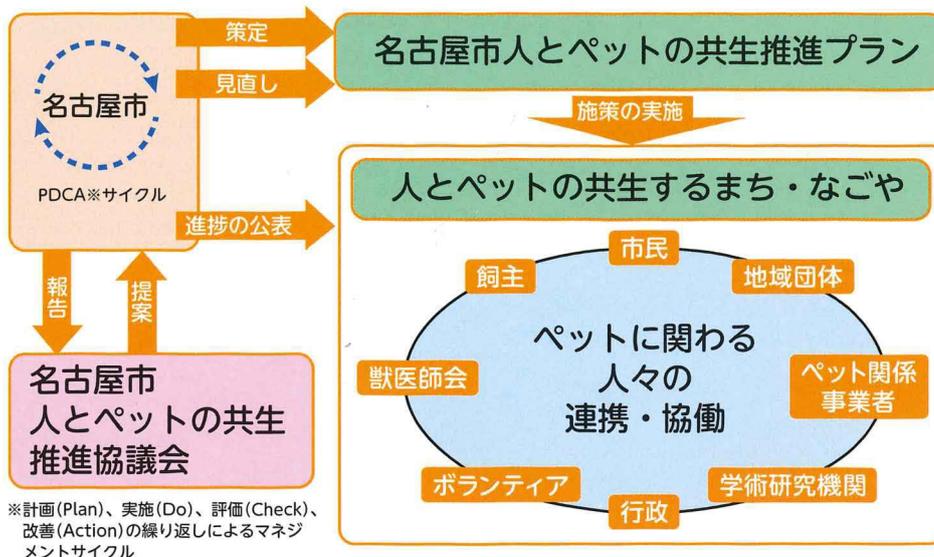
位置づけ

本プランは法令及び国の基本指針に即しつつ、愛知県動物愛護管理推進計画の内容のうち本市としてより明確にすべき課題とその解決策を定めるとともに、名古屋市総合計画2023の方針に沿ったものとして策定します。



推進体制と進行管理

- 市は、計画に基づく事業の実施、事業の進捗管理及び計画の改正等を行います
- 行政、市民等が協力して人とペットの共生するまち・なごやを目指します
- 名古屋市人とペットの共生推進協議会は、計画の進捗状況に関し報告を受け、計画の見直しや施策の改善についての提案を行います



人とペットの共生ロードマップ

本プランの目標の達成に必要な社会変化とその実現のための重点施策を総合的に示した「人とペットの共生ロードマップ」を右のとおり設定します。



数値目標

指標	目標値(令和11年度)	基準値(平成30年度)
犬猫に迷惑を感じている市民の割合	25%	35.3%
犬猫の年間収容頭数	犬 100頭	219頭
	猫 500頭	1,299頭
うち遺棄疑いで収容された犬猫の年間頭数	犬 0頭	2頭
	猫 70頭	286頭
犬猫の年間殺処分頭数(※) (収容中死亡頭数を除く)	犬 0頭の維持	0頭
	猫 0頭の達成及び維持	189頭

※ 猫は収容頭数が非常に多いため、基準に従い譲渡適性を評価後、譲渡に適した猫から譲渡し、当面令和2年度末までに「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指します

1 動物愛護の普及啓発

子どもへの啓発に重点を置き、命ある犬猫を観察し、ふれあう機会を提供するなど、命の大切さを伝える教室事業を実施します。また、幅広い世代の動物愛護について関心・理解を深めるようにし、途切れることなく普及啓発を行います。



いのちの教室

- 犬猫の気持ちを考えたふれあい方の啓発
- ボランティアと協力した啓発
- いのちの教室の実施
- 名古屋市人とペットの共生サポートセンターの設置
- 動物愛護週間行事の実施
- 多様な啓発媒体の活用
- 犬猫についての理解を深める教室の実施

2 飼主への指導啓発



犬のしつけ方教室

法令に基づき危害や迷惑防止について、適正な飼養頭数、飼猫の室内飼育等の啓発指導、正しいしつけ方を普及させるためのしつけ方教室等を実施します。

また、名古屋市区政協力委員や保健環境委員をはじめとする地域住民、ペット関係事業者、動物愛護推進員、譲渡ボランティアと連携して適正飼養や動物愛護の普及啓発などを行います。さらに、望まない繁殖を防止するため犬猫への避妊去勢手術の実施とマイクロチップ装着による所有明示を推進します。

- 所有明示の推進
- 高齢者への啓発の推進
- 適正飼養に関するガイドラインの作成
- 地域住民と協力した啓発の実施
- 法令等に基づいた指導啓発の強化
- 災害に備えた啓発の実施
- しつけ方教室の実施
- 動物愛護推進員と協力した啓発の実施
- 適正飼養に向けた飼主支援
- 犬猫以外のペットに関する相談対応の強化
- 避妊去勢手術の推進

3 ペット関係事業者との連携

ペット関係事業者が飼主への啓発や相談の窓口となるよう、本市の取り組みを共有する仕組みを充実するとともに、本市に協力する事業者を広く募集します。また、獣医師や動物取扱業者と連携した教室事業を実施し、飼主が抱える問題解決の支援を行います。

- ペット関係事業者との連携の推進



4 殺処分ゼロに向けた取り組み

(1) 収容頭数削減に向けた取り組み

① のら猫問題への対応

のら猫による迷惑防止と収容頭数の削減を目指し、地域住民とボランティアの協力のもと地域猫活動を推進するとともに、のら猫のこれ以上の繁殖を防止するため、「TNR活動(※)」を新たに推進します。また、のら猫への給餌による生活環境の悪化に対しては規制を強化しつつ、のら猫を一定のルールのもと適切に管理する地域猫活動へ促します。加えて、遺棄を防止するための対策も行います。

※のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術を実施(Neuter)した後に元の場所に戻す(Return)活動です

- 地域猫対策の推進
- TNR(のら猫への避妊去勢手術)の推進
- のら猫への給餌による迷惑の防止
- 遺棄への対応



のら猫が生み捨てた子猫

② 多頭飼育問題への対応

犬猫の多頭飼育届出制度を新設し、必要に応じ相談や早期の対応を行うほか、終生飼養が困難となった場合の譲渡の支援等を行います。また、関係部局と連携して多頭飼育崩壊の防止と早期解決を図ります。

- 多頭飼育届出制度の新設
- 関係部局の連携強化
- 避妊去勢手術の指導強化
- 多頭飼育崩壊の防止や早期解決に向けた対応



(2) 譲渡頭数増加に向けた取り組み

① 譲渡事業の推進

収容した犬猫の譲渡適性を高めることに努め、譲渡ボランティアと協力し譲渡を推進します。収容頭数の多い猫については、譲渡適性の評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行います。また、獣医師会の協力のもと避妊去勢手術等について、犬猫の譲受人と譲渡ボランティアへの支援を行うことで、適正飼養と譲渡の推進を図ります。

- 猫の譲渡適性の評価
- 犬猫の譲受人への支援
- 譲渡適性の向上
- 寄附金の継続した募集
- 譲渡ボランティアへの支援の強化
- 譲渡事業の広報



② 動物愛護センターの機能強化



動物愛護センター外観

犬猫の殺処分ゼロの目標達成に向けて、長期的又は一時的な収容頭数の増加にも対応できるよう、動物愛護センターの収容能力を確保し、動物の福祉にも配慮した犬猫の飼養管理を行います。また、譲渡や飼育に不安を抱える飼主の相談先としての役割等のさらなる周知を図ることで、保護犬猫についての理解を広げ、譲渡を推進するとともに適正飼養を推進します。

- 動物愛護センターの犬猫の収容スペースの拡充
- 動物愛護センターの事業の周知
- 犬猫の引取り手数料の改定
- 職員の知識・技術の向上